

**参考資料**

史跡米子城跡 保存活用計画書（平成 29 年 3 月策定）

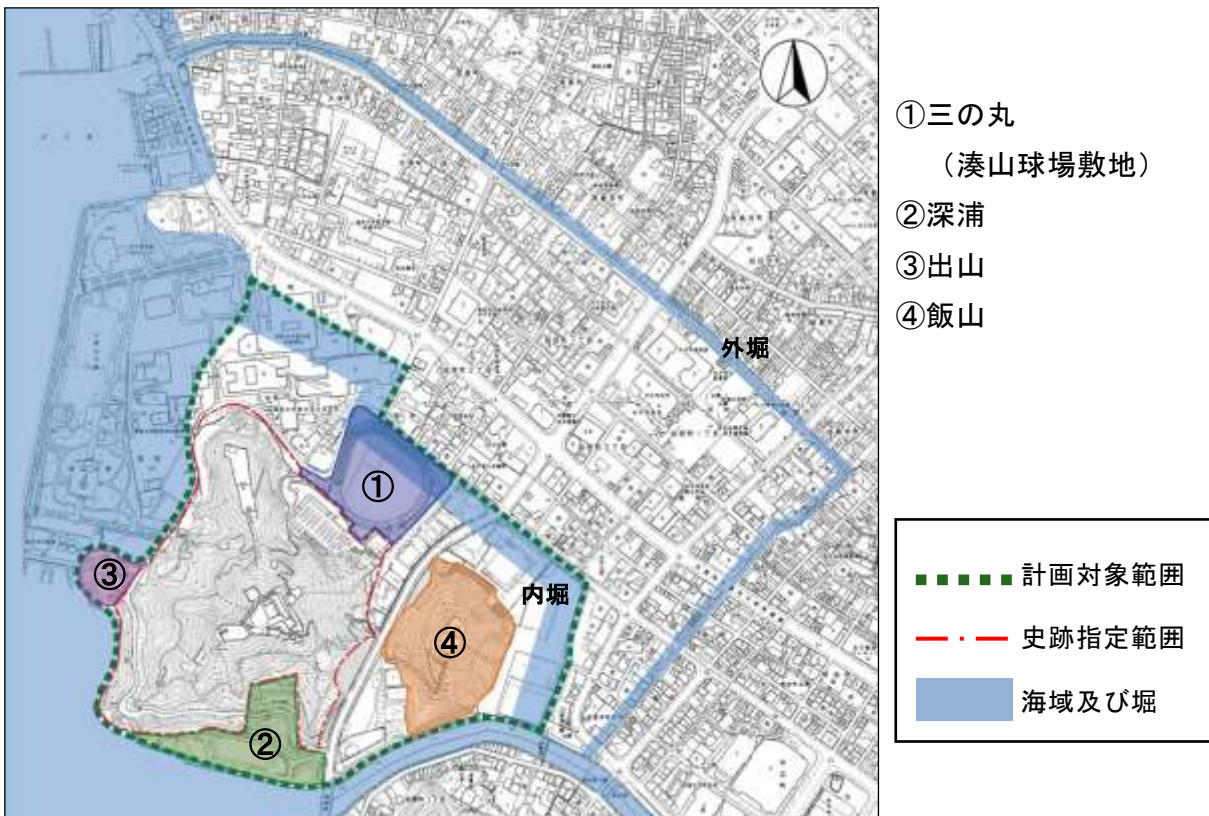
**第 8 章 保存活用計画（177 ページの一部抜粋）**

**（3）追加指定後の公有化**

史跡指定地内に私有地が存在する場合、史跡の保存と管理を確実にし、適切な公開、活用を目的として史跡指定地を整備するにあたっては、当該私有地を公有化する必要がある。

史跡指定地が私有地である場合において、市などの地方公共団体が管理団体となり、指定地に対する管理等の措置を施すことも可能ではあるが、事業を確実に進め、整備後の維持管理等にも十分対応するためには、公有化が不可欠である。

米子城跡においても、湊山球場敷地の一部、深浦、出山、飯山は私有地であり、今後、これらの私有地について追加指定が行われる場合には、地権者等関係者と協議し、できるだけ速やかに公有化を図っていくことが必要である。



追加指定を検討する区域